

川 療 発 第 3 8 号  
令和 4 年 5 月 2 7 日

川越市内 指定障害児通所支援事業所 管理者 様

川越市こども未来部療育支援課長

人員配置基準の遵守等について（通知）

日ごろより本市の児童福祉行政について、格段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 3 年度に実施された障害児通所支援事業者に対する指導監査の結果や随時提出される変更届・体制届において、人員欠如減算の未算定及び児童指導員等加配加算要件の不備が確認されております。各事業所においては、人員配置基準及び児童指導員等加配加算の要件について、改めてご確認いただき、基準を遵守いただくようお願いいたします。

参考：指導監査等において確認された事項

- ・従業者は営業時間を通じて配置する必要があるが、サービス提供時間中の配置と誤認し、営業時間中に人員配置基準を満たしていないにも関わらず人員欠如減算を算定していなかった。
- ・定員超過であったため、1日の利用児童数に応じ、人員配置基準上必要な人員（児童指導員又は保育士）を配置しなければならないが配置しておらず、配置が不足していたにも関わらず人員欠如減算を算定していなかった。
- ・児童指導員等加配加算・専門的支援加算は、人員配置基準上必要な人員のほかに従業者を常勤換算で 1 以上配置しなければ算定できないが人員配置基準上必要な人員が不足又は加配従業者の常勤換算が不足していた。

## ・人員配置基準について

指定基準において、事業所は、児童指導員又は保育士を営業時間を通じて次のとおり配置する必要があります。

定員数	配置数
障害児の数（定員 ）が10までのもの	2以上
障害児の数（定員 ）が10超	2に障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

例：定員10人 2以上 定員11人～15人 3人以上

定員16人～20人 4人以上 配置が必要

定員超過の場合は1日の利用児童数に読み替える。

### 人員配置基準の遵守にあたり次の事項に留意すること。

- ・定員を超過しないよう利用者を調整すること。
- ・定員超過となってしまった場合は、基準違反であることを認識し、速やかに利用人数を調整する又は定員変更の手続きをとるなどの対応するとともに、利用人数に応じ必要な人数を配置すること。
- ・定員超過となっている場合は、より多くの従業者の配置が必要となるため、児童指導員等加配加算の常勤換算が不足する場合がある。速やかに常勤換算の計算を行い人員配置基準及び児童指導員等加配加算などの加算要件を満たしているか確認すること。
- ・従業者は営業時間を通じて配置すること。  
サービス提供時間ではありません。サービス提供時間と営業時間の違いは別紙を確認してください。

注意：定員超過により人員欠如となっていた例があるため、定員超過の場合を中心に説明をしていますが、令和4年3月10日付「障害児通所支援における定員の遵守について」等で通知しているとおり、川越市では現在、やむを得ない事情での定員超過を認めているものではありません。定員を超過している場合は基準違反であるため是正を求めます。

## ・営業時間・サービス提供時間について

営業時間やサービス提供時間については、従業員の配置や利用状況に応じ適切な時間としてください。各時間を見直す場合、次の事項に留意してください。

### 人員配置基準・児童指導員等加配加算・専門的支援加算

営業時間を変更する場合は、必要な配置人員も変わりますので、従業員の余裕を踏まえ変更を検討をしてください。特に、従業員が有休等で休んだ場合でも、人員配置基準や加配加算の要件を満たせるか慎重に検討し、十分な余裕をもって従業員を配置するようにしてください。

### 延長支援加算

算定するためには、営業時間が8時間以上であることが必要です。

### 開所時間減算

営業時間が6時間未満の場合は減算の可能性があります。

児童発達支援・・・営業時間が6時間未満の場合に減算

放課後等デイサービス・・・学校休業日の営業時間が6時間未満の場合に減算

### 放課後等デイサービスの報酬区分

サービス提供時間が3時間未満・以上で単位が増減します。

チェックリスト・勤務形態一覧の記載例を作成しましたので、必要に応じご活用ください。

担当 〒350-8601

川越市元町1丁目3番地1 川越市役所1階 療育支援課

TEL : 049-224-6247 FAX : 049-225-3033

E-mail : ryoikushien@city.kawagoe.lg.jp

### 営業時間とは・・・

原則として、受け入れ可能な児童（定員）の数に応じた人員配置基準を満たしている時間を言います。

運営規程に必ず規定される事項であり、営業時間を通じて児童指導員又は保育士を定員（定員超過の場合は1日の利用児童数）に応じた人数を配置する必要があります。

なお、送迎のみを行っている時間は含まれません。

### サービス提供時間とは・・・

標準的なサービス提供時間を言います。

事業者においては、個々の児童に対する個別支援計画を作成し、計画に沿ったサービス提供時間を確保するため、児童によりサービス提供時間は異なることとなります。運営規程に定めるサービス提供時間は、個々のサービス提供時間のうち標準的なサービス提供時間を定めます。

「標準的」の基準は国からは特に示されておりませんが、事業所の標準的なプログラムから設定する、実績の平均から設定などが考えられます。営業時間と同一でも問題はありませんが、営業時間を超えることはできません。

なお、送迎の時間は含まれません。

参考：国通知等

内容	通知名
運営規程の営業時間（事業所に職員を配置し、 <b>児童を受け入れる体制</b> を整えている時間であって送迎時間を含まない。）	（平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A 問103 延長支援加算）
「 <b>児童を受け入れる体制</b> 」とは、原則として受入可能な児童の数に応じた人員配置基準を満たすことをいう・・・	（平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A VOL1 問71 開所時間減算）
標準的なサービス提供時間をあらかじめ運営規程に定めておく必要がある。	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に世する費用の額の額の算定に関する基準について第2 1（3）